



宮 崎 県 公 報

平成23年10月20日 (木曜日) 第 2330 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の所在地の変更……………(“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の休止……………(“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………(“) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機

頁

- 関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障害福祉課) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の名称の変更……………(“) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の所在地の変更……………(“) 3
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(2件)……………(水産政策課) 3
- 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………(宮籍課) 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(聾・聵・聴覚課) 6
- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商業支援課) 6
- 公共測量の実施の通知(2件)……………(管理課) 6

告 示

宮崎県告示第 863号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ハートケア	宮崎県北諸県郡三股町樺山4836番地26	訪問看護ステーションハートケア	宮崎県都城市早水町18-5アピアコート 101号	平成23年9月1日
合同会社みらい	宮崎県都城市下川東4丁目17番地6	デイサービスみらい	宮崎県都城市上川東4丁目7号3番地	平成23年9月12日
セントケア九州株式会社	熊本県熊本市十禅寺1丁目3番1号	セントケア訪問看護ステーション都城	宮崎県都城市年見町23-1	平成23年10月1日
セントケア	熊本県熊本市	セントケア	宮崎県都城	平成23年

九州株式会社	市十禅寺1丁目3番1号	都城	市年見町23-1	10月1日
有限会社まごころサービス	熊本県熊本市刈草2丁目8番16号	デイサービスわくわく	宮崎県都城市南鷹尾町25-10	平成23年10月1日
医療法人豊寿会川井田医院	宮崎県西諸県郡高原町西麓 173番地3	グループホームふれあい園	宮崎県都城市高崎町東霧島池田752-3	平成23年10月1日
染矢産業株式会社	宮崎県延岡市大貫町5丁目1997番地	介護リース延岡	宮崎県延岡市大貫町5丁目1997番地	平成23年6月25日
セントケア九州株式会社	熊本県熊本市十禅寺1丁目3番1号	セントケア訪問看護ステーション延岡	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目11-24	平成23年10月1日
セントケア九州株式会社	熊本県熊本市十禅寺1丁目3番1号	セントケア延岡	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目11-24	平成23年10月1日
有限会社富高調剤薬局	宮崎県日向市本町14番	富高薬局A	宮崎県日向市原町4丁目	平成23年7月1日

	地 1 号		目 9 - 6	
医療法人天 生堂	宮崎県日向 市亀崎西 1 丁目 25 番地	天生堂デイ サービスセ ンター	宮崎県日向 市亀崎西 1 丁目 29 番地	平成 23 年 9 月 21 日

宮崎県告示第 864 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 23 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
セントケア九州株式会社	熊本県熊本市十禅寺 1 丁目 3 番 1 号	セントケア都城	宮崎県都城市年見町 23 - 1	平成 23 年 10 月 1 日
セントケア九州株式会社	熊本県熊本市十禅寺 1 丁目 3 番 1 号	セントケア延岡	宮崎県延岡市緑ヶ丘 2 丁目 11 - 24	平成 23 年 10 月 1 日

宮崎県告示第 865 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成 23 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
株式会社川野ソーシャルワークオフィス	宮崎県小林市細野 1892 番地 5	本町ケアプランセンター	宮崎県小林市堤 29 16 番地 5
企業組合福祉サービスみちくさ	宮崎県東諸県郡国富町向高字和田 13 83 番 1	企業組合福祉サービスみちくさ	宮崎県宮崎市高岡町高浜 843 番地

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県小林市堤 2916 番地 5	宮崎県小林市細野 2 46 番地 1	平成 23 年 8 月 1 日
宮崎県宮崎市高岡町高浜 843 番地	宮崎県東諸県郡国富町向高字和田 1383 番 1	平成 23 年 9 月 13 日

宮崎県告示第 866 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成 23 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人豊の里	宮崎県都城市栄町 22 街区 5 番地 1 号	豊の里五十市地区居宅介護支援事業所	宮崎県都城市鷹尾 5 - 4318 - 1	平成 23 年 10 月 1 日
社会福祉法人豊の里	宮崎県都城市栄町 22 街区 5 番地 1 号	豊の里祝吉地区居宅介護支援事業所	宮崎県都城市早水町 33 89 - 2	平成 23 年 10 月 1 日
財団法人ソーシャルサービス協会	東京都新宿区百人町 4 丁目 7 番 2 号	財団法人ソーシャルサービス協会都城事業所ケアサポートカルナ	宮崎県都城市郡元 2 丁目 7 番地 2	平成 23 年 7 月 17 日

宮崎県告示第 867 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 23 年 10 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
セントケア宮崎株式会社	宮崎県宮崎市祇園 3 丁目 190 番地	セントケア都城	宮崎県都城市年見町 23 - 1	平成 23 年 9 月 30 日

セントケア 宮崎株式会社	宮崎県宮崎 市祇園3丁目 190番地	セントケア 訪問看護ステーション 都城	宮崎県都城 市年見町23 -1	平成23年 9月30日	調剤薬局原町 支店		高調剤薬局 原町支店	町支店	9月1日
セントケア 宮崎株式会社	宮崎県宮崎 市祇園3丁目 190番地	セントケア 延岡	宮崎県延岡 市緑ヶ丘2 丁目11番24 号	平成23年 9月30日	宮崎県告示第 870号 障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。 平成23年10月20日 宮崎県知事 河野俊嗣				
セントケア 宮崎株式会社	宮崎県宮崎 市祇園3丁目 190番地	セントケア 訪問看護ステーション 延岡	宮崎県延岡 市緑ヶ丘2 丁目11番24 号	平成23年 9月30日	宮崎県告示第 871号 漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。 平成23年10月20日 宮崎県知事 河野俊嗣				
セントケア 宮崎株式会社	宮崎県宮崎 市祇園3丁目 190番地	セントケア 延岡福祉用具センター	宮崎県延岡 市緑ヶ丘2 丁目11番24 号	平成23年 9月30日	宮崎県告示第 868号 障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。 平成23年10月20日 宮崎県知事 河野俊嗣				
有限会社富 高調剤薬局	宮崎県日向 市本町14- 1	有限会社富 高調剤薬局 A	宮崎県日向 市原町4丁 目6番1号	平成23年 7月1日	宮崎県告示第 869号 障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。 平成23年10月20日 宮崎県知事 河野俊嗣				

宮崎県告示第 868号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成23年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション都城	都城市	指定訪問看護等	平成23年10月1日
セントケア訪問看護ステーション延岡	延岡市	指定訪問看護等	平成23年10月1日

宮崎県告示第 869号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成23年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	名称		変更年月日
		変更前	変更後	
有限会社富高調剤薬局A	日向市	有限会社富高調剤薬局A	富高薬局A	平成23年9月1日
有限会社富高	日向市	有限会社富高	富高薬局原	平成23年

宮崎県告示第 870号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
富高薬局A	日向市	日向市原町4-6-1	日向市原町4-9-6	平成23年9月1日
富高薬局原町支店	日向市	日向市原町1-2-5	日向市鶴町1-61-6	平成23年9月1日

宮崎県告示第 871号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成23年8月30日
発起人の住所及び氏名	串間市 金丸正樹 串間市 横山春海
加入区の名 称	串間市第一加入区
区 域	串間市漁業協同組合の地区のうち本城支所の地域
区 分	小型定置漁業及び小型漁船漁業

宮崎県告示第 872号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 8 月30日
発起人の住所及び氏名	串間市 西村守 串間市 河野裕一郎

加入区 の 名 称	串間市第二加入区
区 域	串間市漁業協同組合の地区のうち本城支所の地域以外の地域
区 分	小型機船船びき網等漁業及び小型あまだいはえ縄等漁業以外の小型漁船漁業

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。
平成23年10月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 873号

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成 6 年宮崎県告示第1058号の 3）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（入札参加資格審査の申請）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>（入札参加資格の承継）</p> <p>第 7 条の 2 登録業者の相続人その他の一般承継人は、入札参加資格の地位を承継しようとするときは、設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書（別記様式第 8 号）に一般承継があったことを証する書類並びに第 4 条第 3 項第 1 号から第 11 号まで、<u>第 14 号及び第 15 号</u>に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第 1 号（第 4 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（添付書類）</p> <p>1～13 [略]</p> <p>14 [略]</p> <p><u>（注）添付書類11及び12については、申請する業務ごとに添付すること。</u></p>	<p>（入札参加資格審査の申請）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p><u>(15) 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第 5 号の 4）</u></p> <p><u>(16) [略]</u></p> <p>（入札参加資格の承継）</p> <p>第 7 条の 2 登録業者の相続人その他の一般承継人は、入札参加資格の地位を承継しようとするときは、設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書（別記様式第 8 号）に一般承継があったことを証する書類並びに第 4 条第 3 項第 1 号から第 11 号まで<u>及び第 14 号から第 16 号</u>までに掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第 1 号（第 4 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（添付書類）</p> <p>1～13 [略]</p> <p><u>14 役員等の一覧表（別記様式第 5 号の 3）</u></p> <p><u>15 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第 5 号の 4）</u></p> <p><u>16 [略]</u></p>

別記様式第 5 号の 3 の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号の 4 (第 4 条関係)

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

宮崎県内における個人住民税の特別徴収に係る実施状況については、下記のとおりです。

記

1	当事業所は、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。	市町村確認印
2	当事業所には、現在、特別徴収の対象となる従業員がいません。	市町村確認印
3	当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。	市町村確認印

(備考)

この様式は、県内に事業所等を有する事業者が提出すること。1～3のうち該当するものについて左端欄に○をつけ、以下により提出すること。

(1) 1 の場合は、6 箇月以内の領収印のある領収証書の写しを添付すること（領収証書の写しを添付する場合は、市町村の確認印は不要）。

当該領収証書がない場合は、事業所等の所在する市町村の個人住民税担当課にて確認印を受けること。

(2) 2 及び 3 の場合は、事業所等の所在する市町村の個人住民税担当課にて確認印を受けること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成23年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年10月3日	特定非営利活動法人かがわ・ざわざわ会	樋口 正子	宮崎県東臼杵郡門川町東栄町2丁目2番地1	この法人は、誰もが安心して暮せる地域社会を実現するために、地域福祉活動を行い、もって地域の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト都城店
都城市吉尾町6099 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サンキュー 代表取締役 柴田清一郎
福井県福井市新保町2字3番
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田清一郎
福井県福井市順化二丁目26番23号
(変更後)株式会社サンキュー 代表取締役 柴田清一郎
福井県福井市新保町2字3番

4 変更の年月日

平成23年9月1日

5 変更した理由

小売業者に変更があったため

6 届出年月日

平成23年10月5日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年10月20日から平成24年2月20日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年10月20日から平成24年2月20日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長から次のとおり通知があった。

平成23年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

平成23年10月17日から平成23年10月31日まで

3 作業地域

宮崎市東部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

平成23年10月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（数値図化）

2 作業期間

平成23年8月4日から平成24年3月16日まで

3 作業地域

宮崎市清武町

--	--